

◎新潟県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年9月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田上越妙高停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字灰塚字丑造166番4から	新	12.5～23.6メートル	740.0メートル
同市大和六丁目268番1まで	旧	10.0～23.6メートル	740.0メートル